

継続的改善外国人在中就労許可
“遠隔” 審査 (3.0 バージョン)
上海外国人在中就労許可を更なる最適化する
関連事項についての通知

各雇用機構：

中共上海市委員会、上海市人民政府の「新時代上海におけるタレントリーダーシップ発展戦略の実施に関する若干の意見」の真髓をやり通す、着実になるため、本市のビジネス環境を更なる最適化し、外国人の在中就労受け窓口のサービスクオリティを高め、新型コロナウイルス蔓延期間中の一連の取り組みを踏まえ、外国人在中就労許可の“遠隔” 審査を継続的に整備し、雇用機構や外国人材が外国人在中就労免許申請に、より多くの利便性が提供できるよう、“遠隔” 審査 (3.0 バージョン) の関連事項を次のように明記する。

一、新型コロナウイルス蔓延期間中の“遠隔” 審査の関連事項を固定化する。

新型コロナウイルス蔓延期間中に発表した「上海で本市外国人在中就労許可の関連事項を全過程オンライン“遠隔” 審査を行う通知」の第一条を日常申請プロセスとして、常

態化・固定化する。即ち、「外国人在中就労許可通知」（B類とC類）の申請、「外国人就労許可証」（B類とC類）の期間延長、及びすべての解除業務について、雇用機構は“承諾制”を採用し、全過程オンラインで手続きし、現場で紙資料を提出なし、照合する必要がない。その他、外国高度人材（A類）の「外国人在中就労許可通知」の申請や「外国人就労許可証」の期間延長、「外国人就労許可証」の期間延長や変更などの業務は元のプロセスを維持し、現場で紙資料を提出なし、照合する必要がない。

二、“遠隔”審査のプロセスを簡略化し、さらに審査期が稼働日2日間短縮する。

第一条の外国人在中就労許可の“遠隔”審査の関連事項に対し、雇用機構は現場窓口にくるような受理を減免し、元より審査期間が稼働日2日間短縮する。

三、外国高度人材（A類）は有効期間最高5年の就労許可が申請できる。

外国人材が上海での就労期待値を上げるため、外国高度人材（A類）に本人と雇用機構の契約書などの期限に応じて、有効期間が最高5年間の「外国人就労許可証」を与える。そのうち、現地平均6倍の給料を承諾した場合、初回は1年のを上回ってなく、期間延長する際、納税証明文書を照合し、条件を満たした場合、期間延長を許可する。

条件を満たしていない場合、関連書類を補足して降格処理し、または就労許可を抹消、信用管理システムに移行。

四、外国専門家人材（B 類）の就労許可申請の有効期間も延長する。

外国専門家人材（B 類）に本人の勤務先の許可証、雇用機構との契約書の期限に応じ、有効期間が最高2年間の「外国人就労許可証」を与える。そのうち、現地平均4倍の給料を承諾した場合、初回は1年を上回ってはなく、期間延長する際、納税証明書を照合し、条件を満たした場合、期間延長を許可する。条件を満たしていない場合、その就労許可を抹消、信用管理システムに移行。

外国専門家人材（B 類）は勤務先を変更しなく、2回連続（新規1回プラス期間延長1回）で「外国人就労許可証」を申請した場合、3回目申請する時、雇用機構との契約書の期限に応じ、有効期間が2年間の「外国人就労許可証」を与える。

五、上海での雇用機構を変更する時、申請書類を簡略化する。

上海で合法的に就労する外国人は雇用機構を変更した場合、もしも本人の職務（職業）が変動しなく、且つで本人が出国していなかった（就労居留解除した1ヶ月以内）とき、新規雇用機構が上海でその在中就労許可を申請する

時、再び無犯罪記録、身体検査証明書、職歴証明書などの書類が不要となる。

六、グループ会社内循環人事異動に利便化。

グループ会社内循環、子会社のあいだで人事異動による雇用機構変更した場合、外国人の職務（職業）が変動していなく、且つで本人が出国していなかった（就労居留解除しだ1ヶ月以内）とき、新規雇用機構がその在中就労許可を申請する時、再び無犯罪記録、身体検査証明書、学歴認証、職歴証明書などの書類が不要となる。グループ会社関連証明文書を提出したあと、“遠隔”審査の便利さを楽しみ、現場で紙資料を提出なし、照合する必要がない。

上記の事項は、通知公布の日から実施する。

上海市科学技術委員会

上海市外国専門家局

西暦 2020 年 9 月 1 日